

平成30年8月3日 守崎県医師会経由
写を各都市医師会に送付



事務連絡(保123)

平成30年7月30日

都道府県医師会 事務局長 殿

日本医師会 保険医療部 医療保険課長

日本医師会作成「改定診療報酬点数表参考資料」
正誤表の送付について

本会作成『改定診療報酬点数表参考資料（平成30年4月1日実施）』につきましては、都道府県医師会を通じ、会員の先生方にご配布いただいたところでございます。

今般、厚生労働省から正式に発出された通知との相違や、その後の一部訂正(事務連絡)の内容を反映した正誤表を作成いたしましたので、お送り申し上げます。

大変遅くなり申し訳ありませんが、貴会会員にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【参考資料の正誤】

- ・平成30年3月5日付 厚生労働省保険局医療課長通知との正誤
- ・平成30年3月30日付、4月25日付、6月21日付、7月5日付

厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤

<添付資料>

改定診療報酬点数表参考資料（平成30年4月1日実施）《正誤表》



改定診療報酬点数表参考資料

(平成30年4月1日実施)

《 正 誤 表 》

1. 医科診療報酬点数表 (告示)・留意事項通知の正誤

ページ	項目	正 誤
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項		
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料		
6	A002 外来診療料	6 《略》 イ 《略》 ロ 糞便検査 区分番号D003 (9カルプロテクチン(糞便)を除く。)に掲げるもの ハ〜ツ 《略》
22	A002 外来診療料	(4) 許可病床の数が400床以上の病院(特定機能病院、許可病床の数が400床以上の及び地域医療支援病院及び一般病床の数が200床未満の病院を除く。)のうち、前年度1年間の紹介率の実績が40%未満かつ逆紹介率の実績が30%未満の保険医療機関の取扱いについては、(3)と同様であること。
第2部 入院料等		
41	A100 一般病棟入院基本料	(1) 一般病棟入院基本料は、「注1」の入院基本料、「注2」の特別入院基本料及び並びに月平均夜勤時間超過減算並びに及び「注7」の夜勤時間特別入院基本料から構成され、「注1」の入院基本料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た一般病棟に入院している患者について、各区分の所定点数を算定し、「注2」の特別入院基本料等並びに月平均夜勤時間超過減算及び「注7」の夜勤時間特別入院基本料については、届け出た一般病棟に入院している患者について算定する。
44	A100 一般病棟入院基本料	(10) 「注11」の規定により、区分番号「A101」の療養病棟入院料1の入院料Aから入院料Fのいずれかを算定する場合にあつては、定期的(少なくとも月に1回)に患者又はその家族に対して、当該患者の病状や治療内容等の入院療養の状況及び各区分への該当状況について、別紙様式2又はこれに準ずる様式により作成した書面又はその写しを交付のうえ、十分な説明を行うとともに診療録に貼付しておくこと。また、疾患及び状態等並びにADLの判定基準による判定結果について、療養による費用の請求の際に、併せて提出すること。
47 48	A101 療養病棟入院基本料	(7) 「注4」に規定する褥瘡対策加算1及び2は、ADL区分3の状態の患者について、「別紙様式46」の「褥瘡対策に関する評価」を用いて褥瘡の状態を確認し、治療及びケアの内容を踏まえ毎日評価し、以下により

算定すること。なお、以下において、「褥瘡対策に関する評価」における褥瘡の状態の評価項目のうち「深さ」の項目の点数は加えない当該患者のDESIGN-Rの合計点数を「DESIGN-Rの合計点」といい、暦月内におけるDESIGN-Rの合計点が最も低かった日の点数を当該月における「実績点」という。また、褥瘡の状態の評価の結果を別添1の2の別紙様式2の「医療区分・ADL区分等に係る評価票」の所定欄に記載し、治療及び看護の計画を見直した場合には、その内容を診療録等に記載すること。なお、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。

ア 《略》

イ 褥瘡対策加算2については、直近2月の実績点が2月連続して前月の実績点を上回った場合であって、DESIGN-Rの合計点が前月の実績点より上回った日に算定する。~~なお、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。~~

(8) 《略》

(9) 「注6」に規定する急性期患者支援療養病床初期加算は、急性期医療の後方病床を確保し、在宅患者支援療養病床初期加算は在宅患者や介護保険施設入所者等の状態が軽度悪化した際に入院医療を提供できる病床を確保することにより、急性期医療及び在宅での療養を支えることを目的として、療養病棟が有する以下のような機能を評価したものであり、転院、入院又は転棟した日から起算して14日を限度に算定できる。また、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。

ア 《略》

イ 在宅患者支援療養病床初期加算については、介護保険施設、居住系施設等又は自宅で療養を継続している患者が、軽微な発熱や下痢等の症状を来したために入院医療を要する状態になった際に、療養病棟が速やかに当該患者を受け入れる体制を有していること及び厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、入院時に治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行うことにより、自宅や介護保険施設等における療養の継続を後方支援する。なお、本加算を算定する療養病棟を有する病院に介護保険施設等が併設されている場合は、当該併設介護保険施設等から受け入れた患者については算定できないものとする。~~また、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。~~

55	A106 障害者施設等入院基本料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">状 態 等</th> <th style="width: 33%;">診療報酬点数</th> <th style="width: 33%;">実施の期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">《略》</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態(※3参照)</td> <td>ドレーン法(ドレナージ)</td> <td rowspan="3">当該月において2週以上実施していること</td> </tr> <tr> <td>胸腔穿刺</td> </tr> <tr> <td>腹腔穿刺</td> </tr> </tbody> </table>	状 態 等	診療報酬点数	実施の期間等	《略》			7 ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態(※3参照)	ドレーン法(ドレナージ)	当該月において2週以上実施していること	胸腔穿刺	腹腔穿刺
状 態 等	診療報酬点数	実施の期間等											
《略》													
7 ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態(※3参照)	ドレーン法(ドレナージ)	当該月において2週以上実施していること											
	胸腔穿刺												
	腹腔穿刺												
59	A108 有床診療所入院基本料	<p>(12) 区分番号「A109」の入院基本料A、入院基本料B又は入院基本料Cのいずれかの算定に当たっては、定期的(少なくとも月に1回)に患者又はその家族に対して、当該患者の病状や治療内容等の入院療養の状況及び各区分への該当状況について、別紙様式2又はこれに準ずる様式により作成した書面又はその写しを交付のうえ十分な説明を行うとともに診療録に貼付しておくこと。更に、疾患及び状態等並びにADLの判定基準による判定結果について、療養に要する費用の請求の際に、併せて提出すること。</p>											
78	A214 看護補助加算	<p>(2) 看護補助加算を算定する病棟は、次に掲げる身体的拘束を最小化する取組を実施した上で算定する。</p> <p>ア 《略》</p> <p>イ 身体的拘束を実施するかどうかは、職員個々の判断でなく、当該患者に関わる医師、看護師等、当該患者に関わる複数の職員で検討する。 (精神病棟をのぞく。)</p> <p>ウ 《略》</p> <p>エ 身体的拘束を実施するに当たっては、次に<u>の</u>対応を行う。 (イ)～(ロ) 《略》 (ハ) 身体的拘束の具体的行為や実施時間湯等の記録 (ニ)～(ホ) 《略》</p> <p>オ 《略》</p>											
80	A221-2 小児療養環境特別加算	<p>(2) 本加算を算定する場合は、(1)のア又はイの<u>いずれかに該当の有無に該当するか</u>を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>											
83	A227-2 精神科措置入院退院支援加算	<p>(2) 本加算の退院とは、自宅等へ<u>移行</u>することをいう。なお、ここでいう「<u>自宅等へ移行する</u>」とは、<u>患家、介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホームへ移行することである</u>。なお、ここでいう「<u>患家</u>」とは、<u>退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ</u>において転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設に入所した場合を除いたものをいう。</p>											

99	A 2 4 6 入退院支援加算	(1) 入退院支援加算は、患者の安心・納得して退院し、早朝に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進した上で、入院早朝より退院困難な要因を有する患者を抽出し、入退院支援を実施することを評価するものである。なお、第2部通則5に規定する入院期間が通算される入院については、1入院として取り扱うものであるとするが、 <u>入退院支援加算1</u> にあつてはこの限りでない。
102	A 2 4 6 入退院支援加算	(21) 「注7」に規定する入院時支援加算を算定するに当たっては、入院の決まった患者に対し、入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、入院前に以下のアからクまで（イについては、患者が要介護又は要支援状態の場合のみ）を実施し、その内容を踏まえ、入院中の看護や栄養管理等に係る療養支援の計画を立て、患者及び入院予定先の病棟職員と共有した場合に算定する。患者の病態等によりアからクまでについて全て実施できない場合は、実施した内容の範囲で療養支援計画を立てても差し支えないが、この場合であっても、ア、イ及びク（イについては、患者が要介護又は要支援状態の場合のみ）は必ず実施しなければならない。 ア～ク 《略》
122	A 3 0 0 救命救急入院料	(10) 救命救急入院料に係る算定要件に該当しない患者が、当該治療室に入院した場合には、入院基本料等を算定する。 この際、区分番号「A100」の一般病棟入院基本料を算定する場合の費用の請求については、区分番号「A101」療養病棟入院基本料の(13)に準ずるものとする。 また、区分番号「A104」の特定機能病院入院基本料を算定する場合の費用の請求については、区分番号「A104」の「注5」に規定する看護必要度加算及び同「注10」に規定するADL維持向上等体制加算は算定できず、同「注8」に規定する加算は、当該病棟において要件を満たしている場合に算定できる。その他、区分番号「A105」の専門病院入院基本料を算定する場合の費用の請求については、区分番号「A105」の「注3」に規定する看護必要度加算、同「注4」に規定する一般病棟看護必要度評価加算及び同「注9」に規定するADL維持向上等体制加算は算定できず、同「注7」に規定する加算は、当該病棟において要件を満たしている場合に算定できる。
132 133	A 3 0 8 - 3 地域包括ケア病棟入院料	(5) 「注2」に規定する地域の保険医療機関であつて、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2「入院基本料等の施設基準等」第5の6の規定により看護配置の異なる各病棟ごと毎に一般病棟入院基本料を算定しているものについては、各病棟毎の施設基準に応じて、「注1」に規定する点数又は「注2」に規定する点数を算定する。 (6)～(7) 《略》 (8) 《略》 ア 《略》

		<p>イ 在宅患者支援病床初期加算については、介護老人保健施設等又は自宅で療養を継続している患者が、軽微な発熱や下痢等の症状をきたしたために入院医療を要する状態になった際に、当該病棟又は病室が速やかに当該患者を受け入れる体制を有していること及び厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、入院時に治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行うことにより、自宅や介護老人保健施設等における療養の継続を後方支援する。なお、本加算を算定する病棟又は病室を有する病院に介護老人保健施設等が併設されている場合は、当該併設介護老人保健施設等から受け入れた患者については算定できないものとする。</p>
141	A 3 1 4 認知症治療病棟入院料	<p>(7) 「注3」の認知症夜間対応加算を算定する病棟は、行動制限を最小化する取組を実施した上で算定する。取組内容については、区分番号「A 3 1 1」精神科救急入院料の(13)から(14)までの例による。なお、当該加算に係る入院期間の起算日は、第2部入院料等の通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される入院の初日のことをいう。</p>
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p>		
184	B 0 0 1 特定疾患治療管理料 5 小児科療養指導料	<p>(7) 日常的に車椅子を使用する患者であって、車椅子上での姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下をきたした患者については、医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことが望ましい。</p>
188	B 0 0 1 特定疾患治療管理料 14 高度難聴指導管理料	<p>(1) 高度難聴指導管理料は、区分番号「K 3 2 8」人工内耳植込術を行った患者、伝音性難聴で両耳の聴力レベルが60dB以上の場合、混合性難聴又は感音性難聴の患者について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出たを満たす保険医療機関において、耳鼻咽喉科の常勤医師が耳鼻咽喉科学的検査の結果に基づき療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p>
193	B 0 0 1 特定疾患治療管理料 23 がん患者指導管理料	<p>(1) がん患者指導管理料イ ア 《略》 イ 当該患者について区分番号B 0 0 5 - 6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B 0 0 5 - 6 - 2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該がん患者に対するがん治療連携指導管理を実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回算定できる。ただし、当該悪性腫瘍の診断を確定した後に新たに診断された悪性腫瘍(転移性腫瘍及び再発性腫瘍を除く。)に対して行った場合は別に算定できる。</p>

		ウ～エ 《略》
198	B001-2 小児科外来診療料	(3) 当該患者の診療に係る費用は、 <u>「注4」の小児抗菌薬適正使用支援加算</u> 、 <u>区分番号「A000」初診料</u> 、 <u>区分番号「A001」再診料</u> 及び <u>区分番号「A002」外来診療料の時間外加算</u> 、 <u>休日加算</u> 、 <u>深夜加算</u> 及び <u>小児科特例加算</u> 、 <u>区分番号「A000」初診料の機能強化加算</u> 、 <u>区分番号「B001-2-2」地域連携小児夜間・休日診療料</u> 、 <u>区分番号「B001-2-5」院内トリアージ実施料</u> 、 <u>区分番号「B001-2-6」夜間休日救急搬送医学管理料</u> 、 <u>区分番号「B010」診療情報提供料(Ⅱ)</u> 並びに <u>区分番号「C000」往診料</u> （往診料の加算を含む。）を除き、全て所定点数に含まれる。ただし、初診料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は小児科特例加算を算定する場合は、それぞれ85点、250点、580点又は230点を、再診料及び外来診療料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は小児科特例加算を算定する場合は、それぞれ65点、190点、520点又は180点を算定する。
201	B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料	(1) 夜間休日救急搬送医学管理料については、第二次救急医療機関（都道府県が作成する医療計画において、入院を要する救急医療を担う医療機関であって、第三次救急医療機関以外のものをいう。）又は都道府県知事又は若しくは指定都市市長の指定する精神科救急医療施設において、深夜、時間外（土曜日以外の日（休日を除く。）にあつては、夜間に限る。）、休日に、救急用の自動車（消防法及び消防法施行令に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車、並びに道路交通法及び道路交通法施行令に規定する緊急自動車（傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。）をいう。）及び救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第2条に規定する救急医療用ヘリコプターにより搬送された患者であつて初診のものについて、必要な医学管理が行われた場合に算定する。 なお、夜間及び深夜の取扱いは、往診料の場合と同様である。
202	B001-2-7 外来リハビリテーション診療料	(3) 外来リハビリテーション診療料1を算定した日から起算して7日間は、疾患別リハビリテーションの提供に係る区分番号「A000」初診料、区分番号「A001」再診料又は、 <u>区分番号「A002」外来診療料又は区分番号「A003」オンライン診療料</u> は算定できないものとし、当該7日間は、区分番号「A000」初診料、区分番号「A001」再診料又は、 <u>区分番号「A002」外来診療料又は区分番号「A003」オンライン診療料</u> を算定せずに、疾患別リハビリテーションの費用を算定できるものとする。 (4) 《略》 (5) 外来リハビリテーション診療料2を算定した日から起算して14日間は、疾患別リハビリテーションの提供に係る区分番号「A000」初診料、区分番号「A001」再診料又は、 <u>区分番号「A002」外来診療料又は区分番号「A003」オンライン診療料</u> は算定できないものとし、